

家事審判手続に関する中間とりまとめのためのたたき台（3）

| | | |
|-----|--------------------------|-------------|
| 第1 | 総則 | |
| 第2 | 家事審判に関する手続（総則） | |
| 第3 | 審判前の保全処分に関する手続（総則） | |
| | | （以上，部会資料20） |
| 第4 | 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則） | |
| | | （以上，部会資料21） |
| 第5 | 家事調停に関する手続 | 1 |
| 1 | 家事調停事件の範囲 | 1 |
| 2 | 調停機関 | 1 |
| 3 | 調停委員会 | 1 |
| (1) | 調停委員会の構成等 | 1 |
| (2) | 調停委員会の権限 | 2 |
| (3) | 家事審判官の権限 | 2 |
| ア | 期日の指定 | 2 |
| イ | 家事審判官の事実の調査及び証拠調べ | 2 |
| ウ | 社会福祉機関との連絡等 | 2 |
| (4) | 家事調停委員の権限 | 3 |
| 4 | 家事調停委員 | 3 |
| 5 | 調停前置主義 | 3 |
| 6 | 付調停 | 3 |
| 7 | 調停手続 | 4 |
| (1) | 管轄 | 4 |
| (2) | 手続指揮権 | 4 |
| (3) | 電話会議システム等 | 4 |
| ア | 期日における手続 | 4 |
| イ | 期日における調停の成立 | 4 |
| (4) | 家事調停事件の申立て | 5 |
| ア | 申立ての方式 | 5 |
| イ | 併合申立て | 5 |
| ウ | 裁判長の申立書審査権 | 5 |
| エ | 申立ての却下 | 5 |
| オ | 申立書の写しの送付等 | 5 |
| カ | 申立ての変更 | 6 |
| (5) | 中断 | 6 |
| (6) | 〔受継〕 | 6 |

| | | |
|------|------------------------------------|----|
| ア | 法令により手続を続行する資格のある者がある場合 | 6 |
| イ | 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合 | 6 |
| (7) | 中止 | 7 |
| (8) | 調停の場所 | 7 |
| (9) | 調書の作成 | 7 |
| (10) | 意見の聴取の囑託 | 7 |
| (11) | 囑託による意見聴取及び事実の調査の実施機関 | 7 |
| (12) | 家事調停委員の専門的意見の聴取 | 7 |
| (13) | 調停の成立 | 8 |
| ア | 調停の成立と効力 | 8 |
| イ | 調停の一部成立 | 8 |
| ウ | 調停調書の更正 | 8 |
| エ | 調停の脱漏 | 8 |
| オ | 調停条項案の書面による受諾 | 8 |
| (14) | 調停の不成立 | 9 |
| (15) | 調停をしない場合 | 9 |
| (16) | 取下げによる手続の終結 | 9 |
| ア | 取下げの要件 | 9 |
| イ | 取下げの方式及び効果 | 9 |
| (17) | 調停前の仮の措置 | 10 |
| (18) | 家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合 | 10 |
| ア | 手続指揮権 | 10 |
| イ | 受命裁判官 | 10 |
| ウ | 裁判所書記官による事実の調査 | 10 |
| エ | 調停委員会及び家事審判官の権限についての規律の準用 | 11 |
| 8 | 合意に相当する審判 | 11 |
| (1) | 合意に相当する審判の対象事件及び要件 | 11 |
| ア | 合意に相当する審判 | 11 |
| イ | 当事者 | 11 |
| (2) | 審判 | 12 |
| ア | 審判の方式 | 12 |
| イ | 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用 | 12 |
| (3) | 申立ての取下げ | 12 |
| (4) | 不服申立て | 12 |

| | | |
|-----|---|----|
| ア | 異議申立権者及び異議申立ての理由 | 12 |
| イ | 異議申立ての方式 | 12 |
| ウ | 異議申立期間 | 12 |
| エ | 異議申立てに対する裁判 | 13 |
| (ア) | 当事者の異議申立てに対する裁判 | 13 |
| (イ) | 利害関係人の異議申立てに対する裁判 | 13 |
| (5) | 確定した合意に相当する審判の効力 | 13 |
| (6) | 婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定について | 13 |
| 9 | 調停に代わる審判 | 14 |
| (1) | 調停に代わる審判の対象及び要件 | 14 |
| (2) | 審判 | 15 |
| ア | 審判の方式 | 15 |
| イ | 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用 | 15 |
| (3) | 不服申立て | 15 |
| ア | 異議申立権者等 | 15 |
| イ | 異議申立ての方式 | 15 |
| ウ | 異議申立権の放棄 | 15 |
| エ | 異議申立期間 | 15 |
| オ | 異議申立てに対する裁判 | 15 |
| カ | 異議申立ての効果 | 16 |
| (4) | 確定した調停に代わる審判の効力 | 16 |
| 10 | 家事調停官 | 16 |
| (1) | 家事調停官の任命等 | 16 |
| (2) | 家事調停官の権限等 | 16 |
| 11 | 不服申立て及び再審 | 17 |
| 12 | 記録の閲覧等 | 17 |
| 第6 | 履行確保 | 18 |
| 1 | 履行状況の調査及び履行の勧告 | 18 |
| (1) | 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行勧告 | 18 |
| (2) | 調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行勧告 | 19 |
| 2 | 履行命令 | 19 |
| (1) | 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行命令 | 19 |
| (2) | 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行命令 | 19 |

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 3 | 金銭の寄託の制度 | 19 |
| 第7 | 雑則 | 19 |
| 1 | 不出頭に対する過料の制裁 | 19 |
| 2 | 履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁 | 20 |
| (1) | 履行命令違反に対する過料の制裁 | 20 |
| (2) | 調停前の措置の違反に対する過料の制裁 | 20 |
| 3 | 過料の裁判の執行等 | 20 |

第5 家事調停に関する手続

(前注) 家事審判事件及び人事訴訟事件において、意思能力を有する限り手続行為能力又は訴訟能力を有するものは、当該家事審判事件又は人事訴訟事件に係る家事調停事件においても、手続行為能力を有するものとするを前提にしている。

1 家事調停事件の範囲

裁判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件について家事調停を行うものとする。ただし、次に掲げる事項については、この限りでないものとする。

- a 現行家事審判法第9条第1項甲類として規定されている事件
- b 現行家事審判法第9条第1項乙類として規定されている事件のうち民法第877条第2項及び第3項の規定による扶養義務の設定及びその取消し並びに民法第892条から第894条までの規定による推定相続人の廃除及びその取消し

(注) 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割については、なお検討するものとする。

2 調停機関

- ① 家事調停手続は調停委員会でこれを行うものとする。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、家事審判官又は裁判官だけでこれを行うことができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の一方又は双方の申立てがあるときは、①のただし書にかかわらず、調停委員会で家事調停手続を行わなければならないものとする。

3 調停委員会

(1) 調停委員会の構成等

- ① 調停委員会は、家事審判官（訴訟事件又は家事審判事件が係属している高等裁判所がみずから処理する場合においては、裁判官。以下同じ。）1人及び家事調停委員2人以上で組織するものとする。
- ② 調停委員会を組織する家事調停委員は、裁判所が各事件について指定するものとする。
- ③ 調停委員会の決議は、過半数の意見によるものとする。可否同数の場合には、家事審判官の決するところによるものとする。
- ④ 調停委員会の評議は、秘密とするものとする。

(2) 調停委員会の権限

調停委員会が家事調停手続を行う場合には、第1に掲げる裁判所の権限のうち次に掲げるものは、調停委員会に属するものとする。

- a 参加（第1の9参照）
- b 脱退の許可（第1の10参照）
- c 補佐人の許可及び許可取消し（第1の11(8)参照）
- d 関係人の呼出し（第1の13(1)参照）
- e 傍聴の許可（第1の13(2)参照）
- f 手続の分離及び併合（第1の13(5)参照）
- g 事実の調査及び証拠調べ（第1の14(1), (5)ア参照）
- h 他の裁判所への事実の調査又は証拠調べの嘱託等（第1の14(4)エ①並びに(5)イ①前段及び②参照）
- i 家庭裁判所調査官の期日出席及び意見陳述（第1の15①及び②参照）
- j 医師たる裁判所技官の期日出席（第1の16参照）,
- k 官庁等への調査の嘱託（第1の14(4)オ参照）

(3) 家事審判官の権限

ア 期日の指定

調停委員会が家事調停手続を行う場合には、第1に掲げる裁判長の権限のうち期日の指定（第1の13(3)ア参照）は、調停委員会を組織する家事審判官に属するものとする。

イ 家事審判官の事実の調査及び証拠調べ

- ① 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。
- ② ①の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官に事実の調査を、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断を、それぞれさせることができるものとする。
- ③ ②の事実の調査及び診断については、第1の14(4)イ③及び④の規律（報告の方式及び意見の添付）を準用するものとする。
- ④ ①の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。

ウ 社会福祉機関との連絡等

調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第1の15③による措置（社会福祉機関との連絡等）

をとらせることができるものとする。

(4) 家事調停委員の権限

調停委員会は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができるものとする。

4 家事調停委員

- ① 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所が定めるものとする。
- ② 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

5 調停前置主義

家事調停を行うことができる訴訟事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てを行わなければならないものとする。

6 付調停

- ① 5の規律に反して、家事調停を行うことができる訴訟事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、その訴えを受けた裁判所は、その事件を家事調停に付さなければならないものとする。ただし、その裁判所が当該訴訟事件を家事調停に付すことを相当でないとし認めるときは、この限りでないものとする。
- ② 家事調停を行うことができる事件に係る訴訟事件又は家事審判事件が係属している場合において、相当であると認めるときは、裁判所は、いつでも、職権で、その事件を家事調停に付すことができるものとする。
- ③ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している裁判所は、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、その家事調停事件を管轄家庭裁判所に処理させるものとする。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、他の家庭裁判所に処理させることができるものとする。
- ④ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している家庭裁判所又は高等裁判所が、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、③にかかわらず、当該家事調停事件をみずから処理することができるものとする。この場

合においては、調停委員会を組織する家事審判官又は裁判官は、その裁判所がその家事審判官又は裁判官の中から指定するものとする。

- ⑤ ①及び②により裁判所が訴訟事件を家事調停に付した場合において、調停が成立したとき又は合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が確定したときは、当該訴訟事件について訴えの取下げがあったものとみなすものとする。
- ⑥ ②により裁判所が家事審判事件を家事調停に付した場合において、調停が成立したとき又は調停に代わる審判が確定したときは、当該家事審判手続は、終了するものとする。

7 調停手続

(1) 管轄

- ① 家事調停事件は、相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 遺産の分割の調停事件が家庭裁判所に係属している場合においては、寄与分を定める調停事件は、その家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ③ 遺産の分割の調停事件の申立て及び寄与分を定める調停事件の申立てがあったときは、これらの調停手続は、併合してしなければならないものとする。数人から寄与分を定める調停の申立てがあったときも、同様とするものとする。

(2) 手続指揮権

調停委員会における家事調停手続は、家事審判官がこれを指揮するものとする。

(3) 電話会議システム等

ア 期日における手続

- ① 調停委員会は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、調停の期日（証拠調べの期日を除く。）における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないで①の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

イ 期日における調停の成立

- ①の期日においては、離婚、離縁又は親権者の指定若しくは変更に

関する事件の調停を成立させることはできないものとする。

(注) 上記のほかにも、①の期日において調停を成立させることができないものとする事件があるかどうかについては、なお検討するものとする。

(4) 家事調停事件の申立て

ア 申立ての方式

家事調停事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 申立ての趣旨及び原因

イ 併合申立て

【甲案】

申立人は、調停を求める事項が数個ある場合において、その事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。

【乙案】

特段の規律を置かないものとする。

ウ 裁判長の申立書審査権

① アの書面（以下「家事調停事件の申立書」という。）がアの規律に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事調停事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事調停事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 呼出費用の予納がない場合において、民事訴訟法第141条と同様の規律を置くものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

エ 申立ての却下

① 申立てが不適法であるときは、家庭裁判所は、申立てを却下しなければならないものとする。

② ①の審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ 申立書の写しの送付等

家庭裁判所は、申立てを不適法として却下する場合又は家事調停手続の期日を経ないで7(15)（調停をしない場合）により家事調停事件

を終了させる場合を除き、相手方に対し、家事調停事件の申立書の写しを送付するものとする。ただし、家事調停事件の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は、その申立書の写しの送付に代えて、適宜の方法により事件係属の通知をすることができるものとする。

カ 申立ての変更

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。
- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は、書面で行わなければならないものとする。
- ③ 調停委員会は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 調停委員会は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく家事事件の手續を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(5) 中断

手續の中断については特段の規律を置かないものとする。

(注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手續を続行することができない場合には、当事者が関与する手續について、法令により手續を続行する資格のある者が受継するまで、これを行うことができないことになることを前提にしている。

(6) [受継]

ア 法令により手續を続行する資格のある者がある場合

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手續を続行することができない場合には、法令により手續を続行する資格のある者は、その手續を〔受継〕することができるものとする。
- ② 調停委員会は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手續を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手續を続行する資格のある者に、その手續を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ ①の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手續を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

特段の規律を置かないものとする。

(7) 中止

- ① 審判の申立てがあった事件について調停が係属しているとき、又は6②により家事審判事件が調停に付されたときは、裁判所は、調停手続が終了するまで（調停に代わる審判をした場合には、同審判が確定するまで又は異議により効力を失うまで）審判手続を中止することができるものとする。
- ② 調停の申立てがあった事件について訴訟が係属しているとき、又は6①若しくは②により訴訟事件が調停に付されたときは、裁判所は、調停手続が終了するまで（調停に代わる審判をした場合には、同審判が確定するまで又は異議により効力を失うまで）訴訟手続を中止することができるものとする。

(8) 調停の場所

調停委員会は、事件の実情によって、裁判所外の適当な場所で調停をすることができるものとする。

(9) 調書の作成

裁判所書記官は、調停手続について、調書を作らなければならないものとする。ただし、調停委員会を組織する家事審判官においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(10) 意見の聴取の囑託

調停委員会は、家庭裁判所又は簡易裁判所に紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を囑託することができるものとする。

(11) 囑託による意見聴取及び事実の調査の実施機関

- ① (10)により意見の聴取の囑託を受けた家庭裁判所は、相当であると認めるときは、家事調停委員に当該囑託に係る意見の聴取をさせることができるものとする。
- ② 第1の14(4)エにより事実の調査の囑託を受けた裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、裁判所書記官に当該囑託に係る事実の調査をさせることができるものとする。

(12) 家事調停委員の専門的意見の聴取

- ① 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとする。
- ② 調停委員会が①の規定により意見を聴取することとしたときは、家

庭裁判所は、意見を述べるべき家事調停委員を指定するものとする。

- ③ ②による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとするものとする。

(13) 調停の成立

ア 調停の成立と効力

- ① 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし、審判事項に係る調停については、確定した審判と同一の効力を有するものとする。
- ② ①は、合意に相当する審判の対象となる事件については、これを適用しないものとする。

イ 調停の一部成立

- ① 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは、当該一部について調停を成立させることができるものとする。
- ② ①は、手続の併合を命じた数個の家事調停事件について準用するものとする。

ウ 調停調書の更正

- ① 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正の裁判をすることができるものとする。
- ② 更正の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 調停の脱漏

特段の規律を置かないものとする。

オ 調停条項案の書面による受諾

- ① 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。
- ② 離婚、離縁又は子の親権者の指定若しくは変更に関する事件においては、①による合意を成立させることができないものとする。

(注1) ②記載の事件のほかにも、①による合意を成立させることができないものとする事件があるかどうかについては、なお検討するものとする。

(注2) 調停条項案提示の方式、真意の確認及び調停条項案受諾者への調停成立の通知については、現行家事審判規則第137条の7、第137条の8及び第140条

の2と同様の規律を置くものとする。

(14) 調停の不成立

- ① 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が調停に代わる審判をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができるものとする。合意に相当する審判の対象となる事件の調停につき、当事者間に合意が成立した場合において、裁判所が合意に相当する審判をしないときも、同様とするものとする。
- ② 審判事項に係る調停事件について調停が成立せず、かつ、その事件について調停に代わる審判をせず、又は異議申立てにより調停に代わる審判が効力を失った場合には、調停の申立ての時に、審判の申立てがあったものとみなすものとする。
- ③ 訴訟事項に係る家事調停事件について調停が成立せず、かつ、その事件について合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判をせず、又は異議申立てにより合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が効力を失った場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなすものとする。

(注) ②については、調停手続が審判手続に移行した場合には、調停手続における資料が当然に審判手続における資料となるものではないこと、家事調停事件が係属していた家庭裁判所が当該家事審判事件の管轄権を有していない場合においては自庁処理によらない限り管轄権が生じないものとするをそれぞれ前提としている。

(15) 調停をしない場合

調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができるものとする。

(16) 取下げによる手続の終結

(前注) 合意に相当する審判後の取下げ及び調停に代わる審判後の取下げについては別途規律を置くものとする。

ア 取下げの要件

申立人は、家事調停事件が終了するまでの間、申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

イ 取下げの方式及び効果

取下げの方式及び効果の規律については、家事審判に関する手続(総則)の規律(第2の2(9)イ及びウ)を準用するものとする。

(注) (14), (15)又は(16)により家事調停事件が終了したときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする(ただし、所在の知れない者、家事調停手続の期日において家事調停事件を終了した場合に、その期日に出頭していた当事者については、この限りでないものとする。)ことを前提としている。

(17) 調停前の仮の措置

- ① 調停委員会は、家事調停事件に係属している場合に、職権で、相手方その他の事件の関係人に対し、調停のために必要な処分を命じることができるものとする。
- ② 調停委員会は、①による処分を変更し、又は取り消すことができるものとする。
- ③ 調停委員会を組織する家事審判官は、急迫の事情があるときに限り、①による処分並びに②による処分の変更及び取消しをすることができるものとする。
- ④ ①による処分並びに②による処分の変更及び取消しは、これを受ける者に告知することによりその効力を生じるものとする。
- ⑤ ①による処分及び②による処分の変更は、執行力を有しないものとする。
- ⑥ 調停委員会は、①による処分及び②による処分の変更をする場合には、同時に、その違反に対する法律上の制裁も告知しなければならないものとする。

(18) 家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合

ア 手続指揮権

家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合においては、裁判長が期日における手続を指揮するものとする。

イ 受命裁判官

家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合においては、裁判所は、受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

ウ 裁判所書記官による事実の調査

家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合においては、裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせる

ことができるものとする。

エ 調停委員会及び家事審判官の権限についての規律の準用

家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合においては、7に掲げる調停委員会の権限は裁判所に、家事調停委員会を組織する家事審判官の権限は裁判長にそれぞれ属するものとする。

8 合意に相当する審判

(前注1) 「合意に相当する審判」との用語についてはなお検討するものとする。

(前注2) 家事審判官又は裁判官のみでする調停も許容することを前提としている。

(1) 合意に相当する審判の対象事件及び要件

ア 合意に相当する審判

人事訴訟法第2条に定める人事に関する事件（同条第1号に定める離婚の訴え及び第3号に定める離縁の訴えの事件を除く。）の調停において、当事者間に、申立ての趣旨どおりの審判を受けることについての合意が成立し、かつ、申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の存否の原因の有無について争いが無い場合には、裁判所は、必要な事実を調査した上、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、申立てに係る無効若しくは取消し又は身分関係の存否に関し、当該合意に相当する審判をすることができるものとする。

(注1) 人事訴訟法第2条本文に定める「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」を、合意に相当する審判の対象とすべきか否かについては、なお検討するものとする。

(注2) 手続上の当事者のうち身分関係の当事者でない者について、申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の存否の原因の有無について争わないことが必要であるかについては、なお検討するものとする。

イ 当事者

アの事件について、人事訴訟を提起することができる者は、原則として、人事訴訟において被告とすべき者を相手方としてアの調停を申し立てることができるものとする。

(注1) 人事訴訟において検察官を被告とすべき場合においては、検察官を相手方として調停を申し立てることはできず、合意に相当する審判をすることはできないものとするを前提としている。同様に、検察官が調停の申立てをすることもできないものとするを前提としている。

(注2) 身分関係の当事者であつて人事訴訟において被告とすべき者とされてい

ない者があるとしても、当該者を合意に相当する審判の手續における当事者とはしないことを前提としている。

(注3) 身分関係の当事者の一方を欠いている（例えば死亡）ため、他方の当事者を被告として人事訴訟を提起することができる場合において、合意に相当する審判をすることができるものとするについては、事件係属の通知の要否と併せて、なお検討するものとする。

(2) 審判

ア 審判の方式

合意に相当する審判は、審判書を作成して行わなければならないものとする。

イ 家事審判に関する手續（総則）の規律の準用

第2の2(7)ア(ア)、(ウ)、(エ)、(キ)、[(ク)]、(ケ)及び(コ)による規律は、合意に相当する審判に準用するものとする。

(3) 申立ての取下げ

申立ての取下げは、合意に相当する審判があった後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(4) 不服申立て

ア 異議申立権者及び異議申立ての理由

① 当事者は、合意に相当する審判に対し、(1)アの合意の成立の要件又は無効若しくは取消しの原因若しくは身分関係の存否の原因の有無について争いが無いとの要件を欠くことを理由として、裁判所に異議を申し立てることができるものとする。

② 利害関係人は、合意に相当する審判に対し、裁判所に異議を申し立てることができるものとする。

イ 異議申立ての方式

① 異議の申立ては、異議の対象を明らかにして書面によって行わなければならないものとする。

② 当事者は、①の書面に異議の理由を記載しなければならないものとする。

ウ 異議申立期間

① ア①及び②の異議の申立ては、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② 異議申立期間は、異議の申立てをすることができる者が審判の告知を受けるべき者である場合には審判の告知を受けた日から、審判の告知を受けるべき者でない場合には、当事者が審判の告知を受け

た日（当該日が複数ある場合にはその最も遅い日）から進行するものとする。

（注）異議申立権の放棄については、事前にすることができないことを前提に、放棄の規律を置く必要性を含めて、なお検討するものとする。

エ 異議申立てに対する裁判

（ア）当事者の異議申立てに対する裁判

- ① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるとき又は異議の申立てが理由がないものと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ② 申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあった場合において、異議の申立てが理由があるものと認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

（注）利害関係人として参加していた者は、（ア）の当事者ではなく、（イ）の利害関係人となることを想定している。

（イ）利害関係人の異議申立てに対する裁判

- ① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ② 申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 利害関係人から適法な異議の申立てがあったときは、合意に相当する審判は、その効力を失うものとする。

（5）確定した合意に相当する審判の効力

異議の申立てがないとき又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有するものとする。

（6）婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定について

【甲案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定につき父母間で合意が成立したときに限り、子の親権者の指定とともに、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。

（注）甲案を採用した場合には、婚姻を取り消し親権者を指定する合意に相当する審判に対する不服申立てとしては、（4）のとおり、婚姻の取消し又は子の親権者

の指定に関する合意の成立の要件を欠くことを理由として異議の申立てのみが認められることを前提としている。

【乙案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定についての父母間での合意の成否にかかわらず、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。この場合には、併せて子の親権者の指定をしなければならないものとする。

(注1) 乙案を採用した場合の不服申立ての規律については、例えば、当事者は、子の親権者の指定の裁判が併せてされた合意に相当する審判に対し、理由なく異議の申立てをすることができ、適法な異議の申立てがあったときは、婚姻の取消し及び子の親権者の指定についての審判が全体として効力を失うものとすることが考えられる。

(注2) 乙案を採用した場合には、子が満15歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注3) 乙案を採用した場合に、当事者の共同の申立てにより裁判所が親権者を定めた場合には、その指定については異議を申し立てることができないものとする規律（民訴法第265条参照）を置くことについては、その必要性及び相当性を含めて、なお検討するものとする。

9 調停に代わる審判

(前注1) 「調停に代わる審判」との用語については、なお検討するものとする。

(前注2) 家事審判官又は裁判官のみとする調停も許容することを前提としている。

(1) 調停に代わる審判の対象及び要件

① 裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平を考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者の双方又は一方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため、離婚、離縁その他必要な審判をすることができるものとする。

② ①の審判においては、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

③ 裁判所は、離婚の調停に代わる審判をする場合において、当事者間に成年に達しない子があるときは、父母の一方を親権者と定める裁判をしなければならないものとする。

④ ①は、合意に相当する審判の対象となる事件については、これを適用しないものとする。

(注1) 審判事項に係る調停事件においても、調停に代わる審判をすることができることを前提としている。

(注2) 本文③の親権者の指定についての裁判をする場合において、子が15歳以上であるときは、子の陳述を聴かなければならないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(2) 審判

ア 審判の方式

調停に代わる審判は、審判書を作成して行わなければならない。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用

第2の2(7)ア(ア)、(ウ)、(エ)、(キ)、[(ク)]、(ケ)及び(コ)の規律は、調停に代わる審判に準用するものとする。

(3) 不服申立て

ア 異議申立権者等

当事者は、調停に代わる審判に対し、異議を申し立てることができるものとする。

(注) 子に異議申立権を認めるか否かについては、なお検討するものとする。

イ 異議申立ての方式

異議の申立ては、異議の対象を明らかにして書面によって行わなければならないものとする。

ウ 異議申立権の放棄

異議申立権は、放棄することができるものとする。

(注1) 異議申立権の放棄は、事前にすることができないものとするを前提としている。

(注2) 当事者の共同の申立てにより裁判所が調停に代わる審判をした場合には、その審判については異議を申し立てることができないものとする規律（民訴法第265条参照）を置くことについては、その必要性及び相当性を含めて、なお検討するものとする。

エ 異議申立期間

① アの異議の申立ては、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② 異議申立期間は、告知を受けた日から進行するものとする。

オ 異議申立てに対する裁判

① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを

却下しなければならない。

- ② 申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

カ 異議申立ての効果

適法な異議の申立てがあったときは、調停に代わる審判は、その効力を失うものとする。

(4) 確定した調停に代わる審判の効力

異議の申立てがないとき又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、調停に代わる審判は、確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし、調停をすることができる事項についての調停に代わる審判は、確定した審判と同一の効力を有するものとする。

10 家事調停官

(1) 家事調停官の任命等

- ① 家事調停官は、弁護士で5年以上その職に在ったもののうちから、最高裁判所が任命するものとする。
- ② 家事調停官は、この要綱試案に基づく法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行うものとする。
- ③ 家事調停官は、任期を2年とし、再任されることができるものとする。
- ④ 家事調停官は、非常勤とするものとする。
- ⑤ 家事調停官は、以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがないものとする。
 - a 弁護士法第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - b 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
 - c 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
- ⑥ この要綱試案に基づく法律に定めるもののほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

(2) 家事調停官の権限等

- ① 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱うものとする。
- ② 家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、家事審判官が行うものとして定める調停事件の処理に関する権限のほか、特定の規定において家庭裁判所〔又は裁判長〕が行うものとして定められて

いる調停事件の処理に関する権限を行うことができるものとする。

- ③ 家事調停官は、独立してその職権を行うものとする。
- ④ 家事調停官の除斥及び忌避については、第1の7(1)及び(2)(裁判官の除斥及び忌避)の規律と同様の規律とするものとする。
- ⑤ 家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師たる裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができるものとする。この場合において、裁判所法第60条第5項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用するものとする。
- ⑥ 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

(注) ②の家事調停官の権限としては、この要綱試案に基づく法律に定める手続上の調停裁判所の権限、家庭裁判所において調停委員会で調停において調停委員会を組織する家事審判官の権限、家庭裁判所において家事審判官のみで行う調停における家事審判官の権限がある。なお、合意に相当する審判に対する異議申立ての裁判など、調停手続における決定又は審判に対する不服申立手続や、調停事件が終了した後に予定されている手続等については、調停事件の処理に関する権限ではないため、家事調停官の権限に含まれないものと考えられる。また、家庭裁判所が合議体で調停を行う場合に、家事調停官がその合議体を構成する裁判官となることは想定していない。

1 1 不服申立て及び再審

家事調停手続における不服申立て及び再審の規律については、特別の定めのある場合を除き、家事審判に関する手続(総則)における不服申立て及び再審の規律(第2の3, 4)を準用するものとする。

1 2 記録の閲覧等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付(以下「記録の閲覧等」という。)を請求することができるものとする。ただし、当事者〔又は事件本人〕が、裁判書の正本、謄本若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは調停をしない措置若しくは調停の不成立により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本、若し

くは抄本又は家事調停事件に関する証明書の交付を請求する場合には、裁判所の許可を要しないものとする。

- ② ①の規定は、記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物についてその複製を請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から家事調停事件の記録の閲覧等又は複製の許可の申立てがあった場合においては、相当と認めるときは、その記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
- ④ 家事調停事件の記録の閲覧等及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存並びに裁判所又は調停委員会の執務に支障があるときは、することができないものとする。

(注) 合意に相当する審判の対象となる事件〔合意に相当する審判がされた事件〕の記録の閲覧等が制限される場合を、家事審判に関する手続（総則）における記録の閲覧等の規律（第2の1(6)ア③）と同程度に限定すべきか否かについては、なお検討するものとする。

第6 履行確保

1 履行状況の調査及び履行の勧告

(1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行勧告

- ① 審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が審判に代わる裁判をした場合は第一審裁判所）は、権利者の申出があるときは、当該審判又は裁判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の全部又は一部の履行を勧告することができるものとする。
- ② ①の家庭裁判所は、相当と認めるときは、他の家庭裁判所に①の規定による調査及び勧告を嘱託することができるものとする。
- ③ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①による調査及び勧告をさせることができるものとする。
- ④ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の規定による調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。
- ⑤ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の規定によ

る調査及び勧告に必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

- (2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行勧告
調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行については、(1)と同様とするものとする。

2 履行命令

- (1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行命令
- ① 審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が審判に代わる裁判をした場合は第一審裁判所）は、当該審判又は裁判で定められた〔金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務〕の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができるものとする。
- (注) 履行命令の対象となる義務を、強制執行が可能な義務の範囲に広げることについては、なお検討するものとする。
- ② ①の命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の一部又は全部についてするものとする。
- ③ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対し、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとする。
- (2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行命令
調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行については、(1)と同様とするものとする。

3 金銭の寄託の制度

金銭の寄託の制度は、置かないものとする。

第7 雑則

1 不出頭に対する過料の制裁

呼出しを受けた者が、正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、〔5万円〕以下の過料に処するものとする。

2 履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁

(1) 履行命令違反に対する過料の制裁

第6の2により義務の履行を命ぜられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを〔10万円〕以下の過料に処するものとする。

(2) 調停前の措置の違反に対する過料の制裁

第5の7(17)により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた者が正当な理由なくその措置に従わないときも、(1)と同様とするものとする。

3 過料の裁判の執行等

① 1並びに2(1)及び(2)の過料の裁判は、家事審判官の命令で執行するものとする。

② ①の命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

③ 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従ってするものとする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しないものとする。

④ 1並びに2(1)及び(2)による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

⑤ ①から④までに定めるもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法第4編の規定を準用するものとする。ただし、同法第162条及び第164条中検察官に関する規定は、この限りでないものとする。